

お客さま各位

水戸証券株式会社

「株式等振替決済口座管理約款」の改訂について

当社は、「株式等振替決済口座管理約款」について下記のとおり変更を行いましたのでご案内いたします。

(下線部分に変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>株式等振替決済口座管理約款 (会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第24条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、<u>株式交付</u>、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>株式等振替決済口座管理約款 (会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第24条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、<u>(追加)</u>会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。</p> <p>2 (省略)</p>
(2021年5月6日 改定)	(2019年4月1日 改定)

以上